

# 介護保険制度による住宅改修について

## ○どんな人が利用できるの？

要介護または要支援の認定をうけていて、在宅で生活している方が対象になります。  
(入院中は支給されません)

## ○いくらの補助を受けられるの？

支給対象となる工事費の上限額は20万円です。

費用のうち負担割合に応じて、費用の7割～9割が支給されます。(対象となる工事のうち、1割～3割は自己負担となります)

※原則として、上限額に達した場合は後日別の工事が必要になっても住宅改修費は支給されません。(要介護状態が大きく上がった場合、別の住所地に引っ越した場合には再度、上限額20万円までの利用ができます。)

## ○どんな工事が対象になるの？

対象となる工事は国により定められている次の工事になります。

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止・移動円滑化等のための床、または通路面の材料変更
- ④ 引き戸等への扉の取替
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替



## ○手続きはどうすればいいの？

介護保険制度による住宅改修工事には「事前審査」を受ける必要があります。

※事前審査を受けずに工事を行った場合は、介護保険の対象外となります。

また、事前審査には資格のない人には作成できない書類も必要です。

まずは、担当のケアマネージャーなどに相談しましょう。

### [手続きの流れ]

- ① ケアマネージャー等に相談
  - ② 「住宅改修が必要な理由書」の作成と工事業者の選択、見積依頼
  - ③ 市へ「介護住宅改修事前審査依頼書」を提出
  - ④ 市による審査、結果通知の送付
  - ⑤ 工事の実施
  - ⑥ 支給申請
  - ⑦ 住宅改修費の支給（受領委任払の場合は事業者に支払われます）
- ※市では利用者に住宅改修費の全額をいったんお支払いいただき、その後に支給申請をしていただき介護保険から保険給付対象の（7割～9割）を支給する「償還払い」を、原則としています。
- 「受領委任払」は、住宅改修費のうち保険給付対象の自己負担分（1割～3割）を利用者が事業者（受領委任登録をしている事業者）に支払い、保険給付対象の（7割～9割）

を利用者からの委任に基づき市が事業所に支払う制度です。

(事前審査に必要な書類)

- ・介護住宅改修事前審査依頼書
- ・住宅改修が必要な理由書[ケアマネージャー、福祉住環境コーディネーターなどが作成]
- ・平面図（工事箇所、規模、利用者の動線を記入したもの）
- ・工事費明細書（材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したもの）[施工事業者作成]
- ・改修予定箇所の写真（日付入りのもの）
- ・住宅所有者の承諾書（所有者が当該被保険者でない場合）

(支給申請に必要な書類)

- ・領収書（原本）（宛名は利用者本人の氏名）  
[原本の返却を求める場合には原本を確認したうえで市が複写します]
- ・改修後の施工箇所の写真（日付入り）
- ・振込口座名義人が利用者でない場合は、委任状を添付してください。

### トラブルを避けるためにケアマネージャーなどに相談しましょう

「事前審査の説明をされずに契約し、支給対象とならなかった」

「介護保険ができるからと勧められ、対象外の改修工事まで契約してしまった」

「支給上限額までの改修工事を勧められ、他の箇所の改修が必要になった時に介護保険での住宅改修ができなかつた」

などのトラブルが全国的にみられています。

このようなことを防ぐためにも、まずはケアマネージャーなどに相談することが大切です。住宅改修費は皆さんが納めている保険料から支出されます。

本当に必要な改修なのか、自分の体に合った改修なのか、また適正な価格なのかを見定めて進めましょう。



（伊達市高齢福祉課 介護保険係 Tel 024-575-1299）